

長期収載品の選定療養について

- ★ 後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は特別な料金が発生します。
- ★ 令和8年6月から、先発医薬品と後発医薬品の薬価の2分の1相当を特別な料金として、医療保険の患者様負担と合わせてお支払いします。
- ★ 「特別の料金」は課税対象であるため、消費税を加えてお支払いします。
- ★ 「特別の料金」は、お薬の有効性に関係のない理由で先発医薬品を希望する場合に発生します。
- ★ 過去に当該後発医薬品において副作用が出たことがある場合等は、医師にご相談ください。
- ★ 流通の問題などにより、後発医薬品の在庫がない場合には、「特別の料金」は発生しません。

特別の料金の計算方法

先発医薬品 ※医療上の必要性がある場合	保険給付	患者負担	
後発医薬品	保険給付	患者負担	先発医薬品と後発医薬品の価格差 ↓価格差の1/2相当
先発医薬品 ※患者が希望する場合	保険給付	患者負担	特別の料金 (患者負担の総額)

- 先発医薬品と後発医薬品の**価格差の2分の1相当**を特別の料金としてお支払いします。
- 例えば、先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、**差額40円の2分の1である20円**を、**通常の1割～3割の患者様負担**とは**別**にお支払いします。